

富士見市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

この要領は、平成25年4月1日より施行した富士見市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領を全文改訂するものです。

1 趣旨

介護サービスの提供に際して事故が発生した場合、サービス提供事業者（以下「事業者」という。）が市へ状況を報告する際に必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

事業者は、利用者へのサービス提供に伴い、次の各号に掲げる事件・事故等が発生した場合、市へ報告するものとする。

(1) サービス提供による利用者の事故等の発生の場合

(注1) 事故等とは、死亡事故の他、骨折や裂傷、火傷、誤嚥、異食、誤薬等で、医療機関を受診（施設内での医療処置や医師への確認行為含む。）又は入院したものをいう。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く。

(注2) 施設内における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。

(注3) 事業者の過失の有無は問わない。また、利用者自身や第三者に起因するものも含む。

(2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生又はそれが疑われる場合（以下「感染症等」という。）

(注1) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成14年法律第114号）」に定めるもののうち、原則として1、2、3、4及び5類の感染症（ただし、5類の定点把握感染症を除く。）、指定感染症及び新感染症をいう。

(注2) 疥癬の発生等、利用者その他にまん延するおそれのある場合も含む。

(注3) 関連する法令等に定める届出義務がある場合はこれに従うこと。

(注4) 報告の範囲については、有症者が1名以上発生した場合とする。ただし、インフルエンザ等の流行感染症については、死亡者若しくは重篤な有症者が1週間に2名以上発生した場合又は有症者が10名以上若しくは利用者数の半数以上発生した場合に報告するものとする。

(3) 職員（従業者）の法令違反及び不祥事等の発生により利用者のサービス提供に影響するおそれのある場合

(注) 利用者や施設に損害を与えたもの。

※例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、利用者宅の損壊、利用者への虐待、施設会計からの横領等

(4) 利用者が行方不明になった場合

(注) 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合又は警察に捜索願を届け出た場合については報告するものとする。

(5) 火災、震災及び風水害等の災害の発生により介護サービスの提供に影響がある場合

(6) その他事業者が報告すべきと判断した場合

3 報告内容

事業者が報告する内容は、下記のとおりとする。

(1) 事業者に関する情報（事業所名、所在地等）

(2) 利用者又は入所者に関する情報（氏名、住所、年齢、性別、被保険者番号、要介護度、家族の状況）

(3) 事故の概要（日時、場所、概要）

(4) 事故発生時の対応（応急処置、家族への連絡状況、医療機関への搬送状況等、医療受診状況等）

(5) 事故後の対応（搬送後又は治療後の利用者の状況、家族への対応、損害賠償等の状況）

(6) 再発防止への取り組み、その他

4 報告対象者等

事業者は、利用者が当市の被保険者である場合、及び事業者の所在地が当市の場

合に報告を行うこととする。なお、利用者が当市の被保険者でないときは、当該保険者の報告要領等に従って当該保険者に報告することとする。

5 報告手順

事故が発生した場合は、以下のとおり報告を行うものとする。

- (1) 事業者は、事故発生から14日以内に事故報告書（様式1）を提出すること。
なお、居宅サービスを利用している場合には、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うこと。
- (2) 死亡事故や火災等の緊急または重大な事故等については、発生後、直ちに記載可能な箇所を記載した事故報告書（様式1）により報告すること。
- (3) 事業者は、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過を文書にて報告すること。
- (4) 感染症等の場合においては、終息した時点でその旨を報告すること。

6 市の対応

- (1) 市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。
- (2) 市の対応は、利用者が市の被保険者である場合とするが、必要に応じ他市町村の介護保険担当及び埼玉県並びに埼玉県国民健康保険団体連合会等と連携を図るものとする。

附 則

この要領は令和2年2月1日より施行する。